

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	設置等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町ペット霊園の設置等に関する条例第 3 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町ペット霊園の設置等に関する条例第 3 条、第 4 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町ペット霊園の設置等に関する条例 （設置の許可）</p> <p>第 3 条 ペット霊園を設置し、管理し、及び運営しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ペット霊園の区域又は施設の変更又は廃止をしようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に許可申請書を提出しなければならない。</p> <p>（設置基準）</p> <p>第 4 条 町長は、前条の規定による設置及び変更（以下「設置等」という。）の許可申請があった場合において、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>（1） ペット霊園の設置場所の基準</p> <p>ア 公園、学校、病院その他これらに類する施設又は現に人の居住する建造物（以下「住居」という。）の敷地境界からペット霊園を設置しようとする土地の境界までが 100 メートル以上離れていること。ただし、施設にあっては管理責任者、住居にあっては当該世帯の代表者全員の同意を得たときは、この限りでない。</p> <p>イ 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。</p> <p>ウ 河川に近接せず、水はけの悪い土地でないこと。</p> <p>エ 隣接するすべての土地所有者の同意を得ていること。</p> <p>（2） ペット霊園の施設の基準</p> <p>ア 敷地の周囲に塀、植栽等を設け、境界を明らかにすること。</p> <p>イ 雨水等が停滞しないように排水路を設けること。</p> <p>ウ ペット霊園の規模を考慮した給水施設、休憩所、便所及び駐車場を設け</p>

	<p>ること。</p> <p>エ 火葬を行う施設にあつては、火葬室及び火葬炉は、外部から見通すことができないようにすること。</p> <p>オ 火葬炉には、防臭、防じん及び防音のための装置を設けること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、ペット霊園の設置等に必要な関係法令の基準に適合しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>20日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日